

国民健康保険高齢受給者証 を更新します

国民健康保険に加入する70歳以上の方の『高齢受給者証』は、7月31日が有効期限です。新しい高齢受給者証を7月下旬にお送りしますので、8月以降に病院等にかかるときは、更新後の受給者証を窓口で提示してください。

受給者証は、1年ごとに更新で、有効期限は平成23年7月31日です。それまでの間に75歳に達し、後期高齢者医療制度の適用となる方は、有効期限が誕生日の前日までです。

なお、医療制度の改正により、70歳以上で1割負担の方は、平成22年4月から2割負担に引き上げとなる予定でしたが、この見直しは1年間凍結され、平成23年3月31日までは引き続き1割負担となります。(3割負担の方は変更ありません)そのため、1割負担の方の高齢受給者証の表記を『2割(平成23年3月31日までは1割)』としています。

◆**国保被保険者で3割負担になる方**
原則として、同じ世帯の国保

被保険者のうち、70歳以上の方の所得や収入により判定され、そのうち1人でも住民税の課税所得が14.5万円以上の方がいる場合は3割負担となります。

ただし、70歳以上の方が1人の場合は、収入が38.3万円未満、国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入された方を含めた70歳以上の方が複数いる場合は、その方々の収入の合計が520万円未満の世帯は申請により1割負担となります。(該当者には別途通知をしています)

◆更新対象者

幕別町国民健康保険の加入者で70歳〜74歳の方(昭和10年8月2日〜昭和15年7月1日生) なお、昭和15年7月2日〜昭和15年8月1日生まれの方は、8月1日から新たに高齢受給者となりますので、更新対象者と同様に7月下旬に高齢受給者証をお送りします。

◆**問い合わせ先** 町民課国保医療係(☎)【幕】54-6602

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度のお知らせ
(減額認定書を送ります)
(医療費通知の送付を希望される方へ)

◆減額認定証

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、住民税非課税世帯の方が入院した際の医療費や、食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在使用している減額認定証は、7月31日で有効期限が満了となり、8月以降は使えなくなります。7月中に新しい減額認定証をお送りしますので、8月1日からご使用ください。また、今まで使っていた減額認定証は、8月以降使えませので、破棄してください。

なお、減額認定証の用紙は橙色です。

「」注意ください

平成21年中の所得判定により、住民税課税世帯になった方は、認定証は必要ありません。「被保険者証」を提示することで、入院時の医療費が自己負担限度額までとなります。

◆医療費通知

これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。

今後も医療費通知を希望される方は、次の問い合わせ先までご連絡ください。

- 連絡の際には、被保険者番号のわかるものを用意してください。
- すでに「送付を希望する」連絡をした方は、再度の連絡は必要ありません。

◆問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎)011-290-5601
町民課高齢者医療係(☎)【幕】54-6602

後期高齢者医療制度適用・標準負担額認定証	
交付年月日 平成22年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合1丁目
氏名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成22年 8月 1日
有効期限	平成23年 7月 31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成22年 8月 1日
保険者印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000
北海道後期高齢者医療広域連合	